



交通安全情報

第39号

令和7年7月31日

函館中央警察署

自動車運転中の “ながらスマホ”



《走行中のスマホ使用・注視》

罰 則：**6月以下の拘禁刑**又は**10万円以下の罰金**

反則金：普通車**18,000円**、大型車25,000円

二 輪15,000円、原 付12,000円

違反点：**3点**

《事故を引き起こすなど交通の危険》

罰 則：**1年以下の拘禁刑**又は**30万円以下の罰金**

違反点：**6点**

※前歴、その他累積点数などない場合

30日の免許停止

「今すぐLINEを送らないと…」
「お客さんに電話しないと…」

「周りに警察もいないし連絡しよ!」
「前も見ながら操作できるし～」

**重大事故を
起こす可能性が**



令和7年交通安全年間スローガン受賞作品

大丈夫

一番危険な

思い込み